

川崎市生活保護受給者介護職場就労支援事業委託法人選考委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、川崎市生活保護受給者介護職場就労支援事業を法人に委託して実施する上で、公平かつ適正に審査を行い、最適な法人を選考するため、川崎市生活保護受給者介護職場就労支援事業委託法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、その実施について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選考委員会は、次の事項について、別に定める基準に従い、審議するものとする。

- (1) 事業目的を達成するための提案内容に関すること
- (2) 法人の適格性に関すること
- (3) その他選考に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 選考委員会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 健康福祉局生活保護・自立支援室長
- (2) 健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長（自立支援）
- (3) 健康福祉局長寿社会部長
- (4) 経済労働局労働雇用部長
- (5) 区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長又は副所長

(委員長及び副委員長)

第4条 選考委員会の委員長は、健康福祉局生活保護・自立支援室長とし、副委員長は健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長（自立支援）とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は会務を総理し、選考委員会の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(選考委員会)

第6条 選考委員会は、委員長が召集する。

- 2 選考委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 選考委員会の事務局は、健康福祉局生活保護・自立支援室に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。